

## 第4回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和2年1月23日(木) 午後1時30分～

2. 場 所 下野市役所203会議室

### 3. 出席委員

(1) 被保険者代表 加藤 尚徳 委員 稲見 郁夫 委員  
浦谷 和哉 委員 伊藤 恵美子 委員  
須崎 よしえ 委員

### (2) 保険医又は保険薬剤師代表

高橋 康子 委員 荒井 博義 委員  
赤羽根 久至 委員 鈴木 玉枝 委員

### (3) 公益代表

高橋 芳市 委員 磯辺 香代 委員  
吉永 希代子 委員 井上 永子 委員

### (4) 被用者保険等保険者代表

坂入 宏一 委員 遠藤 正三郎 委員  
梁木 達夫 委員

(以上16名)

### 4. 欠席委員

保険医又は保険薬剤師代表 内藤 文明 委員  
公益代表 金清 隆純 委員

(以上 2名)

### 5. 出席職員

市民生活部長	山中 利明	市民課長	木村 一枝
市民課主幹	中里 智徳	市民課副主幹	上野 早苗
税務課長	倉井 和行	税務課主幹	飯野 信幸
税務課主幹	宇賀持 はる美	税務課主事	横島 隆玄
市民課主事	秋元 悠里		

(以上 9名)

### 6. 議事録署名委員

被保険者代表 須崎 よしえ 委員  
保険医又は保険薬剤師代表 高橋 康子 委員

(以上 2名)

## 議 題

### (1) 【検討課題】 下野市国民健康保険税の見直しについて

(資料1)

<開会 午後1時30分>

【事務局】皆様こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年度第4回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日は保険医又は保険薬剤師代表の内藤文明委員と公益代表の金清隆純委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を磯辺会長をお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、第4回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さっそく議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。本日の出席人数は定数18名のところ16名で、下野市国民健康保険規則第11条の規定による会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により本日の会議録署名委員に被保険者代表の須崎よしえ委員と保険医又は保険薬剤師代表の高橋康子委員を指名したいと思いますがお異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め、本日の会議の署名委員には被保険者代表の須崎委員と保険医又は保険薬剤師代表の高橋委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。初めに議題(1)【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、議題(1)【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについてご説明させていただきます。前回の会議において、事務局より提示させていただきました二つの試算案をもとに委員の皆様にご審議いただき、賦課限度額を国の改正に準じて引き上げることとした「試算案①」により見直しを行うことをご採決をいただきました。

これを受けまして、事務局で試算案①の内容に沿って答申書(案)として作成いたしましたものが、お手元にある資料1となります。

これより答申書(案)の内容につきまして皆様にご審議いただくわけですが、文章が長いこともありますので、ご意見がまとまりやすいよう、いくつかのパートに分けて読み上げさせていただきます。

では資料1 答申書(案)をご覧ください。まず「1 諮問事項」と、「2 答申内容」

の前文にあたる部分まで読み上げいたします。

## 1 諮 問 事 項

下野市国民健康保険税の見直しに係る令和2年度から適用する国民健康保険税の税率等について

## 2 答 申 内 容

下野市の保険給付費は、被保険者の減少により平成29年度は約1億3,200万円、率にして3.66%、平成30年度は約8,800万円、率にして2.51%の減となった。

しかしながら、被保険者に占める高齢者の増加により1人当たりの医療費は増加傾向にあり、また税収は県内でも高い収納率ではあるが、65歳以上の被保険者数の増加や社会保険の適用拡大による国民健康保険への加入者の減少等により大幅な伸びは期待できない状況にある。

このような厳しい条件下ではあるが、平成28年度からは決算の実質単年度収支が黒字の状況であり、平成30年度末で8億2,016万8,845円の財政調整基金を保有している。

令和元年度及び令和2年度については、財政調整基金繰入を行わず財政運営が可能となる見込みであるが、令和3年度からは財政調整基金の繰入が必要となることが見込まれる。

国民健康保険制度は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことになった。

県は平成30年度から令和2年度について、制度改正に伴う急激な保険税の上昇を抑制するため、激変緩和措置を実施するとともに、市町ごとの医療費水準と所得水準を考慮しながら標準保険税率等を算定し、市町はこの標準保険税率等を参考に、保険税率について検討を行い決定している。

こうした現状を踏まえ、諮問事項について協議を重ねた結果、国民健康保険税の税率等については、以下のとおりが望ましいとの結論に至った。

【事務局】ここまでの答申内容の前文にあたる部分でございます。内容や表現等について、皆様のご審議をお願いしたいと思います。

【磯辺会長】ここでは結論に至るまでの現状が書いてありますが、この説明でよろしいでしょうか。分かりにくいこと等ございましたらよろしく願いいたします。前回、どのような結論にするかというのを皆様で一度話し合い、次のところから結論が(1)～(3)まで出ております。

【鈴木委員】激変緩和措置というのはどのような内容のものなのでしょうか。

【事務局】激変緩和措置についてでございますが、平成30年度から財政主体が県に移っ

たことで、今までは自分の市町で徴収した国保税を保険給付に充てていたものが、平成30年度からは直接充てるのではなくて、県に納付金を納めると保険給付は全て県で面倒をみてくれることになりました。ただし、納付金の算定は県で行うため、実際の保険給付とはズレが生じてくることになり、納付金が一気に上がってしまうことが市町によってはありますので、納付金を納めるにあたって急激に税収が上がらないようにするための手当てを国や県からもらえるようになります。そのため、これがあることによって下野市でも納付金が抑えられ、税率を上げなくて済むようになります。

本来ですと税率は県内統一が望ましいとされているのですが、制度が始まったばかりでございますので、今まで通り市町ごとの税率等で課税されているのが現状となります。

**【磯辺会長】**いかがでしょうか。県が事業を行うので、1年分の事業費を県に15、16億納めます。そうすると下野市で使う保険給付費の分を県からいただけるのです。なぜそのようなことをするのでしょうか。

**【事務局】**自治体ごとに高齢者が多いところは保険給付費が高くなりますし、下野市のように若い層が多いところであれば保険給付費は減ります。ただし高齢者が多いところだと年金生活者も多く、税収が少なくなってしまう。県に納付する額を確保するためには税率を上げざるを得ないという状況になります。県に統一される前は市町ごとにやりくりしていましたが、統一された場合には県が示す納付金を納めるしかなくなってしまいます。そうすると30年度から一気に高い納付金の請求が来てしまうと、当然それに合わせて税率を一気に上げないとお金が払えないことになってしまいますので、市町の負担が上がらないように激変緩和措置を行い、納付金を減額してもらっていることとなります。下野市ですと年間で1億5千万円ほど安い金額にしてもらって納めています。

**【鈴木委員】**下野市ではそれほどかからないが、県から多く納めなさいと言われていたということもあり得ますよね。

**【事務局】**やはり県全体で負担し合うこととなりますので、単独でやっていたときとは違い金額が上がってきます。

**【磯辺会長】**下野市だけでやっていた国保の特別会計ですが、県全体として財政に凸凹があるのをなくしていこうという制度に変わったわけですね。下野市は県全体から見れば比較的年齢が若いですが、高齢化が進んでいる市町と助け合っていこうというものです。以前の運営協議会で試案1（資料2）を見ていただいたと思いますが、国民健康保険税は13億、保険給付費が34億です。どうやって保険給付費を支払っているかといいますと、県からの支出金が34億あるので、その代わり保険の事業費納付金として16億納めます。つまり13億の国保税収があつて、県に16億納めて、その代わり県から34億もらって、医療費にかかったものとして支出しています。一度全市町からお金を集め

て、市町に配っています。税収が10数億で、かかってくる医療費が34億では到底払えないですが、これは国からの補助金や、前期高齢者交付金等は下野市の会計を通らずに県にダイレクトに入っているのです、払ったお金を倍以上にして返してくれているというわけですね。今までは下野市の会計の中で国の補助金や交付金を入れて、他の医療保険からも助けていただいていたのですが、全部県に入っているのです、10数億払って34・35億もらって医療費を払っております。

激変緩和措置というのは、市町によっては税率を上げないととても県には納めきれないという市町のために納付金を安くする措置となります。そしてその間に徐々に税収をあげていくということかと思えます。激変緩和措置は令和3年までですか。

【事務局】令和2年までは確定していると県から言われているのですが、令和3年度以降に関しては緩和の割合が減っていくので、そのあたりを加味しながら税収を上げていかなければと考えております。

【磯辺会長】将来的には下野市も基金がなくなってしまうたら税収を上げなければならぬのですね。鈴木委員、よろしいでしょうか。他にございますか。

【浦谷委員】言い回しが難しいところがあるのですが、答申内容1行目の「保険給付費は被保険者の減少により～」の被保険者と、6行目の「65歳以上の被保険者の増加や～」の被保険者は別のものということでしょうか。

【事務局】1行目の方は国民健康保険に加入している方全て、6行目の方は全体の被保険者の中で65歳以上の方になります。全体数は減るのですが、65歳以上の方の人数と占める割合は増えています。

【浦谷委員】加入者の減少に結びつくわけですか。

【事務局】分かりにくくなっているのですが、「65歳以上の被保険者数の増加」と「社会保険の適用拡大による国民健康保険の加入者の減少」は別の内容となります。

【浦谷委員】それであれば、そこを一度切るのはいかがでしょうか。

【磯辺会長】事務局いかがでしょうか。

【事務局】ご指摘のとおり、「税収は県内でも高い収納率ではあるが」「大幅な伸びは期待できない」とつなげて、「65歳以上の被保険者数の増加」と「社会保険の適用拡大による国民健康保険の加入者の減少」は「・」で切らせていただきたいと思えます。

【浦谷委員】私は、「65歳以上の被保険者数の増加」というのが会社で働いている方が会社の保険に入るので、加入者が増えないと解釈していましたがそうではないのですね。

【事務局】こちらの内容は、まず、65歳以上の国民健康保険被保険者数が増加していることというのが1つあります。また、「社会保険の適用拡大による国民健康保険の加入者の減少」というのはどちらかといえば65歳未満の若い方についてですが、非正規雇用から正規雇用になる、または非正規雇用であっても社会保険適用になるため、被保険者減

少につながります。このような意味で答申案に盛り込ませていただきました。

【浦谷委員】分かりました。理解はできますので内容について異議はないですが、文章としてはポイントごとに説明されて、こういう状況にあると説明されたほうが分かりやすいのではないかと思います。

【稲見委員】同じところですが、「大幅な伸びは期待できない」のところの主語が何になるのか分かりづらいので、「税金」を少し近いところに持ってきた方がいいのではないかと思います。

【高橋委員（公益代表）】経験したことです。会社経営は基本的に75歳の誕生日までは国保に入り、個人経営者でも5人以上従業員がいる商店等は強制的に社会保険に入ることになっています。私も2か月間だけ社会保険に加入しました。ですので、社会保険の適用拡大による国民健康保険の加入者の減少とはそういったことだと思います。

【磯辺会長】考え方はそうだと思いますが、もう少し分かりやすくまとめてほしいということです。税金は県内でも高い収納率ではあるが、65歳以上の被保険者数の増加と、社会保険の適用拡大の影響によって、伸びが期待できない状況だということが言えればいいですね。ここをすっきり伝わるように、事務局にもう一度書いていただくということでもよろしいでしょうか。何かいい案がございましたらお願いします。

【事務局】皆様からいただいたご意見をもとに、「税金は県内でも高い収納率ではあるが」と、「大幅な伸びは期待できない状況にある」を繋げ、「65歳以上の被保険者数の増加」の後ろを「・」で区切ることにし、また「社会保険の適用拡大による国民健康保険への加入者の減少等」の文章をすっきりさせるために「社会保険の適用拡大による国民健康保険の加入者の減少等」に変更させていただきたいと思います。

【磯辺会長】主語が遠いので、傍へ寄せるということです。

【稲見委員】今おっしゃったように、違う内容の説明が2個入ってしまって紛らわしくなっているので、何が期待できないのかを明確にするのがよろしいかと思います。

【磯辺会長】事務局の方でもう少し分かりやすく直していただければと思います。「しかしながら～増加傾向にあり、また税金は」のところは区切らなくて良いですか。

【吉永委員】1つ気になるのが、「被保険者に占める高齢者の増加」と「65歳以上の被保険者の増加」は同じような意味ではないかと思うのですがどうでしょうか。

【磯辺会長】これは、「被保険者に占める高齢者の増加」は一人当たりの医療費の問題で、「65歳以上の被保険者の増加」は税金の問題を言っています。65歳以上になるとどうしても年金中心ですので、所得割をかけても税金は上がってこないのです、そのことを言っております。

【事務局】今ご意見いただいたところについては、「しかしながら～増加傾向にある。また」と切らせていただきます。

【磯辺会長】他にございませんか。それでは下野市の国保会計の環境については説明されました。次は結論の部分の説明していただきたいと思います。

【事務局】それでは具体的な答申内容を読み上げさせていただきます。

(1) 財政調整基金

予期せぬ保険給付の急激な伸びによる支出増や災害等の収入減に対応するため、また、市で実施する保健事業を円滑に実施するため、引き続き基金を保有し、国民健康保険の財政基盤の安定化に資するとともに、令和3年度の財政運営において必要に応じて活用することが望ましい。

(2) 賦課方式

平成30年度からの県広域化において、3方式の賦課方式が望ましいとされていることから、現状のまま3方式とする。

【磯辺会長】一旦ここで切らせていただきます。(1) 財政調整基金についての考え方と(2) 賦課方式についての考え方をこのように結論づけましたということです。

【井上委員】前段で「令和3年度からは財政調整基金の繰入が必要となることが見込まれる」となっており、(1) 財政調整基金の説明のところに「必要に応じて活用することが望ましい」とあり、少し表現が違いますが、これはどのようなことでしょうか。

【事務局】現在試算した段階では、令和3年度で足らなくなってしまうので基金を取り崩す必要があるという見込みですが、実際令和3年度に事業運営でお金が足りた場合に、基金を使わずに済むこともあることを見込んで、こういった表現にしました。現段階では基金取り崩しがあることを見込んでいますが、県からの納付金の提示額によっても影響を受けるため必ずしもということではないので、少し濁したような表現となっています。

【磯辺会長】確定できないのでということですね。他にございますか。賦課方式については、皆さんご存知ですか。下野市はずっと4方式でやっていましたが3方式になりました。これについて簡単に説明をお願いしますか。

【事務局】右側のページを見ていただきますと、保険税率表がございまして、それぞれ所得割率、均等割額、平等割額とあり、これが課税3方式となります。以前はここに資産割というのがあり、固定資産を持っている方については固定資産税の何割かをさらに上乗せして、4方式で賦課をしていました。所得にかかわらず、固定資産をたくさん持っている方などは国保税額が上がってしまうということがあったので、見直しをし、現在の3方式に切り替えています。県内でもまだ課税4方式の市町もありますが、3方式に切り替えている市町の方が多くなっています。

【稲見委員】確認なのですが、例えば一人暮らしの方が課税所得 100 万円の場合、医療分で 63,000 円の所得割、28,800 円の均等割、20,400 円の平等割と、後期高齢者支援金分で 22,000 円、9,600 円、6,000 円、介護納付金で 19,000 円、12,000 円、3,000 円という計算になるということによろしいですか。

【事務局（税務課）】課税所得 100 万円で、1 年間加入していた場合にはそういった計算で間違いありません。

【磯辺会長】他にございませんか。では（１）と（２）はこのように表現させていただきます。次は（３）税率及び賦課限度額をお願いいたします。

【事務局】では読み上げいたします。

### （３） 税率及び賦課限度額

税率については、県より令和 2 年度に適用する標準保険税率が示されており、また賦課限度額については、地方税法施行令に規定する額と同額とされている。

しかし、平成 30 年度から令和 2 年度は県が激変緩和措置を実施し保険税の大幅な値上げを抑制していること、及び財政調整基金の現状を考慮し、税率等の大幅な改定は市民の負担となるため令和 2 年度及び令和 3 年度は税率改正を行わないこととする。

賦課限度額は、令和 2 年度は平成 31 年 3 月の国の法定限度額引き上げに準じて医療分を 3 万円引き上げ、総額で 96 万円とする。また、令和 3 年度は令和 2 年 3 月の国の法定限度額引き上げに準ずるものとする。

激変緩和措置は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて実施されることとされているが、令和 3 年度以降は不透明な部分もあるため、令和 4 年度以降の保険税率、及び賦課限度額は再度検討が必要である。

【事務局】改正後の保険税率表を載せております。

【磯辺会長】ありがとうございます。変わったところは、医療給付費の賦課限度額が 3 万円上がって 61 万円になっているところです。

【加藤委員】賦課限度額が令和 2 年度から 3 万円上がるということでしたが、これに関係してくる対象の方は下野市で何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

【事務局（税務課）】今年度は 54 万円を 58 万円に上げていまして、その時に概算した数にはなりますが、世帯数 240 世帯、課税額としては 80 万円ほど上がっている見込みとなります。今後さらに 3 万円上げて、どれくらい見込めるかは、改めて計算してみないと分からない部分ではあります。次の運営協議会では資料を作成し、報告させていただきます。

【浦谷委員】令和 3 年度も賦課限度額を上げるかどうか議論するのでしょうか。



【磯辺会長】その点につきましては、国が今年の3月31日に地方税法を改正しますので、それに基づき自動的に上げるということで、前回の運営協議会で聞かせていただきました。もう一度確認ですが、賦課限度額は国の決定に沿って上げることでよろしいでしょうか。今年の3月31日にはいくら上がる予定ですか。

【事務局】医療分が2万、介護分が1万上がり、総額で99万円になる予定です。

【磯辺会長】私たちは1年遅れで上げているので、来年の春に99万円にする予定です。国に準ずるものとする、と答申に書いてあります。ここに協議するという内容を入れると、協議して上げないという選択肢も出てきてしまうということです。

【加藤委員】上げないということは考えられないのではないのでしょうか。

【磯辺会長】そうですね。上げないとなると国や県からの見方も変わります。他の被用者保険から国保に前期高齢者交付金をいただいています。上げないでいるということはどうのように見られますか。

【遠藤委員】被用者保険側から見れば、赤字になって、一般財源繰入になりますので、それを防止するうえでは上げることは上げていただきたいと考えています。

【磯辺会長】国が税法を改正しているのに、下野市がそれに従わないというのはあまり考えられないですね。ただしこれは令和2年と3年についての答申なので、令和4年以降はどうなるかまだ分かりませんが、国に準ずるものとさせていただいてよろしいでしょうか。

－異議なし－

【磯辺会長】ありがとうございます。他にございませんか。それでは最後、付帯意見についてお願いいたします。

【事務局】付帯意見を読み上げさせていただきます。

### 3 付 帯 意 見

国民健康保険事業運営において、医療費の財源となる国民健康保険税収入を確保することは、安定的な運営を維持する上で最も重要なことであり、今後財政の健全化に向け更なる対策を行う必要があるため、ここに意見を付することとする。

- (1) 財源確保を図るため、国民健康保険税収納率向上に全力で取り組むこと。
- (2) 財政的効果のある、県調整交付金を獲得し、有効活用に努められたい。
- (3) 保健事業をはじめとする諸事業を効果的に実施し、医療費の適正化に努められたい。

- (4) 国民健康保険税制度は、給付に見合った税の負担が求められており、県から示される標準保険税率等を十分検討し、適正な負担を求めるよう努められたい。
- (5) 広報やホームページ等の手段を用いて、下野市国民健康保険の財政状況、取り組み状況等を分かりやすく説明し、広く市民の理解が得られるよう努められたい。

【磯辺会長】ありがとうございました。付帯意見ですので、皆様から頂いたご意見を付けさせていただきます。これでよろしいでしょうか。なければ、議題(1)【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて、答申書(案)のとおり市長に対して答申を行ってよろしいかお諮りいたします。皆様ご異議ございませんか。

－異議なし－

ありがとうございました。異議なしと認め、議題(1)【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて承認を頂戴いたしました。最後に4.その他 事務局から何かございますか。

【事務局】その他に入ります前に、今後のスケジュール等についてご説明いたします。ご審議ありがとうございました。本日も審議いただきました結果を反映させまして、答申書を修正させていただきます。これにより市長から諮問を受けました「下野市国民健康保険税の見直しについて」につきまして、国保運営協議会として答申を行うこととなります。答申書につきましては来週1月31日の金曜日に会長から市長に手渡していただく予定でございます。また、修正後の答申書は、なるべく早い時期に委員の皆様へ送付させていただきますと思います。答申後のスケジュールとしましては、答申内容に基づいて国民健康保険税の条例改正を行う議案を、3月の議会に上程させていただき、議会の議決が得られましたら、令和2年7月の国民健康保険税の課税に反映させていただくという流れになる予定でございます。

引き続き、4.その他 の説明をさせていただきます。次回の第5回運営協議会は今年度最後となりまして、日程は2月14日(金)を予定しております。議題としましては令和2年度の予算や事業等についてとなります。開催通知につきましては来週中にお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。それでは、本日予定していた議事は全て終了しました。以上をもちまして協議会を閉会したいと思います。皆様ご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、第4回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお

忙しい中をお集まりいただき、また円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

<閉会 午後2時30分>